

# 地震防災対策マニュアル

(平成 23 年 9 月策定)

## 茨城県歯科医師会

310-0911 水戸市見和 2-292

事務局（代） TEL 029-252-2561 FAX 029-253-1075

## 茨城歯科専門学校

310-0911 水戸市見和 2-292-1

事務局（代） TEL 029-252-3335 FAX 029-251-5720

歯科衛生士科 TEL 029-254-8522 FAX 029-254-8523

歯科技工士科 TEL 029-257-6276 FAX 029-251-5842

## 目 次

### 日常的な防災の備え

1. 地震の発生に備えて ..... 2

### 大規模地震発生の場合の対応

2. 地震が発生したら ..... //
3. 火が出たら初期消火 ..... //
4. 崩落などの危険を発見したら ..... //
5. 119番通報 ..... 3
6. 避難指示 ..... //
7. 避難するときの注意 ..... //
8. 避難状況の確認 ..... //
9. 情報収集 ..... 4
10. 学生の校舎外避難後の対応 ..... //
11. 夜間・休日に大規模地震が発生した場合 ..... //
12. 災害対策本部の設置 ..... //

### 被災後の対応，教育再開にむけて

13. 被災後の安全確認 ..... //
14. 被災した施設の早期復旧にむけて ..... //
15. 業務ならびに教育再開にむけて ..... 5
16. 学生の心のケア ..... //

### 別紙

- 「災害時避難経路」 ..... 6
- 「連絡先一覧（地震発生時～避難状況）」 ..... 7
- 「非常持出物品リスト」 ..... 8
- 「災害対策本部の組織図」 ..... 9
- 「非常用備蓄品」 ..... 10

## 1. 地震の発生に備えて

- ・ 什器を固定するなど、転倒しないように措置を施す。
- ・ 消火器、消火栓、火災報知機、放送設備等の使用方法や設置場所などを確認しておく。(避難時の連絡や出火に備えて)
- ・ 二つ以上の別な方向への避難経路を決めておく。別紙(「災害時避難経路」の確認及び掲示)
- ・ 廊下や出入り口、階段などには避難の妨げになるようなものを置かない。
- ・ 非常持出物品の内容物及び置き場所について確認しておく。
- ・ 日頃から、使用しないときはガスの元栓を閉めておく。
- ・ 学生が帰宅困難の場合に保護者と連絡が取れないことを想定して、事前に保護者に継続避難(本校または近隣の指定避難所にて)の了解を得ておく。
- ・ 学生と教職員間の緊急連絡網(携帯電話番号、メールアドレス)を整備しておく。
- ・ 学生・教職員の帰宅困難の状況を想定して、飲料水・保存食等、別紙「非常用備蓄品」を備え、定期的に点検し保存・使用期限を迎えるものは交換しておく。

## 2. 地震が発生したら

- ・ 地震発生から2分(まずは自分の身を守る)
  - ① 窓や棚のような、ガラスが割れたり中のものが飛び出しそうなものから離れる。
  - ② 机やテーブルの下に隠れる。または、壁や柱の近くに身を寄せる。
  - ③ 落下物・転倒物から特に頭部を守る。
  - ④ 実習中など火気を使っているときは火を消す。ガスの元栓を閉める。また、薬品などから離れる。
  - ⑤ ドアを開けて非常脱出口を確保する。
  - ⑥ あわてて外に飛び出さない。
- ・ 揺れがおさまったら…  
冷静に落ち着いて
  - ① 建物は安全か、火災は起きていないか、負傷者はいないかなどの確認をする。
  - ② 電気器具のプラグをコンセントから抜く。ブレーカーを切る。
  - ③ 倒れやすくなっているものや落下しやすくなっているものがないか確認する。  
可能ならば応急措置をする。
  - ④ 建物の損壊状況や火災の発生がないかを確認して、避難経路を判断する。

## 3. 火が出たら初期消火

- ・ 消火器、消火栓などにより初期消火を行う。

## 4. 崩落などの危険を発見したら

- ・ とにかく大声で周囲に知らせる。また、火災報知機を使用する。
- ・ 別紙「連絡先一覧(地震発生～避難状況)」により、本会または本校関係者に連絡する。

- ・ 危険地域には絶対に近づかない。
- ・ 重傷者がいて一刻を争う場合は、自らの判断で119番通報する。

## 5. 119番通報

- ・ 落ち着いて負傷者の位置と状況、負傷した理由などを正しくはっきりと知らせること。  
 (例) 「救急です。」  
 「水戸市見和2丁目292番地1号の茨城歯科専門学校です。」  
 「先程の地震による負傷者が1名おります。頭部を強打し、意識不明です。」  
 「私は茨城歯科専門学校〇〇所属の〇〇です。電話番号は252-3335です。」
- ・ 教職員は、道路近くに出て消防車などの誘導を行う。
- ・ 教職員は、消防車などの進入路を確保する。(妨害物の撤去、妨害車の移動)

## 6. 避難指示

- ・ 教職員は各室を回り避難指示をする。
- ・ 電話が集中してつながらない状態の早期沈静化に協力するため緊急通話以外の電話はしばらく控える。  
 (例) 「学校事務局給湯室から出火です。」  
 「出火元を避けて、速やかに技工士科奥の駐車場まで避難してください。」  
 「担任は避難後、速やかに学生の避難状況の確認を行ってください。」

## 7. 避難するときの注意

- ・ 教職員は、非常持出物品(別紙「非常持出物品リスト」)を持って避難する。但し、可能な状況の場合のみとし人命、人命救助、避難誘導を最優先とする。
- ・ エレベーターは使用しない。
- ・ 施設に不慣れな来客者や障害者の方などの避難を積極的に支援する。
- ・ ドアが変形して開かなくなることがあるので、開放して避難する。
- ・ ガラスや天井など落下物に注意し、頭部を守る。
- ・ 傾いた建物、塀や自動販売機など倒壊のおそれのあるものには近寄らない。
- ・ 出火時は、姿勢を低くし、ハンカチやタオルを口と鼻に当て、煙を吸わないようにする。
- ・ いったん避難したら再び建物の中には入らない

## 8. 避難状況の確認

- ・ 別紙「連絡先一覧(地震発生～避難状況)」参照のこと。
- ・ 落ち着いて、避難完了者、負傷者、要救助者などについて、具体的な数字を踏まえて、正しくはっきりと知らせること。  
 (例) 「歯科衛生士科学生〇〇名の内、〇名欠席、残り〇〇名は無事避難しました。歯科衛生士科教員〇名は全員無事避難しました。」  
 「歯科衛生士科学生〇〇名の内、〇名欠席、負傷者が〇名。歯科衛生士科教員

○名が救助に当たっております。学生の残り○○名は無事避難しました。歯科衛生士科教員の残り○名は全員無事避難しました。」

## 9. 情報収集

- ・ 情報は教職員，テレビ，ラジオ，消防署，行政など信頼できる筋から収集する。
- ・ デマやうわさなど不確実な情報に惑わされないように注意する。
- ・ 大規模地震の際には教職員及び学生の安否確認を行う。(欠席，欠勤者または学生の在校時以外のときに発生した場合)

## 10. 学生の校舎外避難後の対応

- ・ 交通機関の運行状況，道路などの損壊状況を把握すること。
- ・ 帰宅可能な学生は保護者と連絡を取りその方法を確認する。
- ・ 保護者と連絡が取れないときあるいは交通機関が不通のときは，本校施設の安全を確認し避難継続する。
- ・ 本校施設が安全と認められないときは，近隣の指定避難場所へ誘導し，その場所で避難継続する。

## 11. 夜間・休日に大規模地震が発生した場合

- ・ 本地域が震度5強のときは会長または校長あるいは本会または本校事務長の指示(「自宅待機」「本会(本校)に参集」)に従って行動する。
- ・ 本地域が震度6弱以上または地震被害をテレビなどで覚知したときは，直ちに本会(本校)に赴いて配備につく。(但し，家族及び家屋などの安全を確認した後，参集可能な場合)

## 12. 災害対策本部の設置

- ・ 会長または校長の発令あるいは各部署の長が必要と判断した場合，災害の規模や被害状況などを踏まえ原則として本会事務室に災害対策本部を設置し組織的な災害対応に当たる。(別紙「災害対策本部の組織図」参照のこと)

## 13. 被災後の安全確認

- ・ 可及的速やかに障害物の除去など被災後の片付けを行い，必要に応じ応急修理や危険箇所への立入禁止措置など所要の安全対策を講じる。
- ・ 施設に異常が認められる場合は，専門家による応急危険度調査などを実施し，安全性の確認を行う。
- ・ 電気，ガス，水道などのインフラ施設の機能・安全性を確認する。

## 14. 被災した施設の早期復旧にむけて

- ・ 迅速に被害状況を調査し，写真などの資料とともに現況を確実に記録する。
- ・ 被害の拡大や二次災害の危険がないよう，必要に応じ被災施設の応急復旧や増破防止の養生などの措置を講じる。

#### 15. 業務ならびに教育再開にむけて

- ・ 学生，教職員の被害状況，避難先を把握する。
- ・ 必要な情報の収集や伝達に当たる。
- ・ 被害が著しい場合は，仮設事務所・校舎の建設などを要請する。
- ・ 学生の通学手段，施設などの状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し，学生（保護者）へ連絡する。
- ・ 教科書や実習用具の滅失及び毀損状況を把握するとともに，それらの確保に努める。
- ・ 必要に応じて転出入の手続きを行う。

#### 16. 学生の心のケア

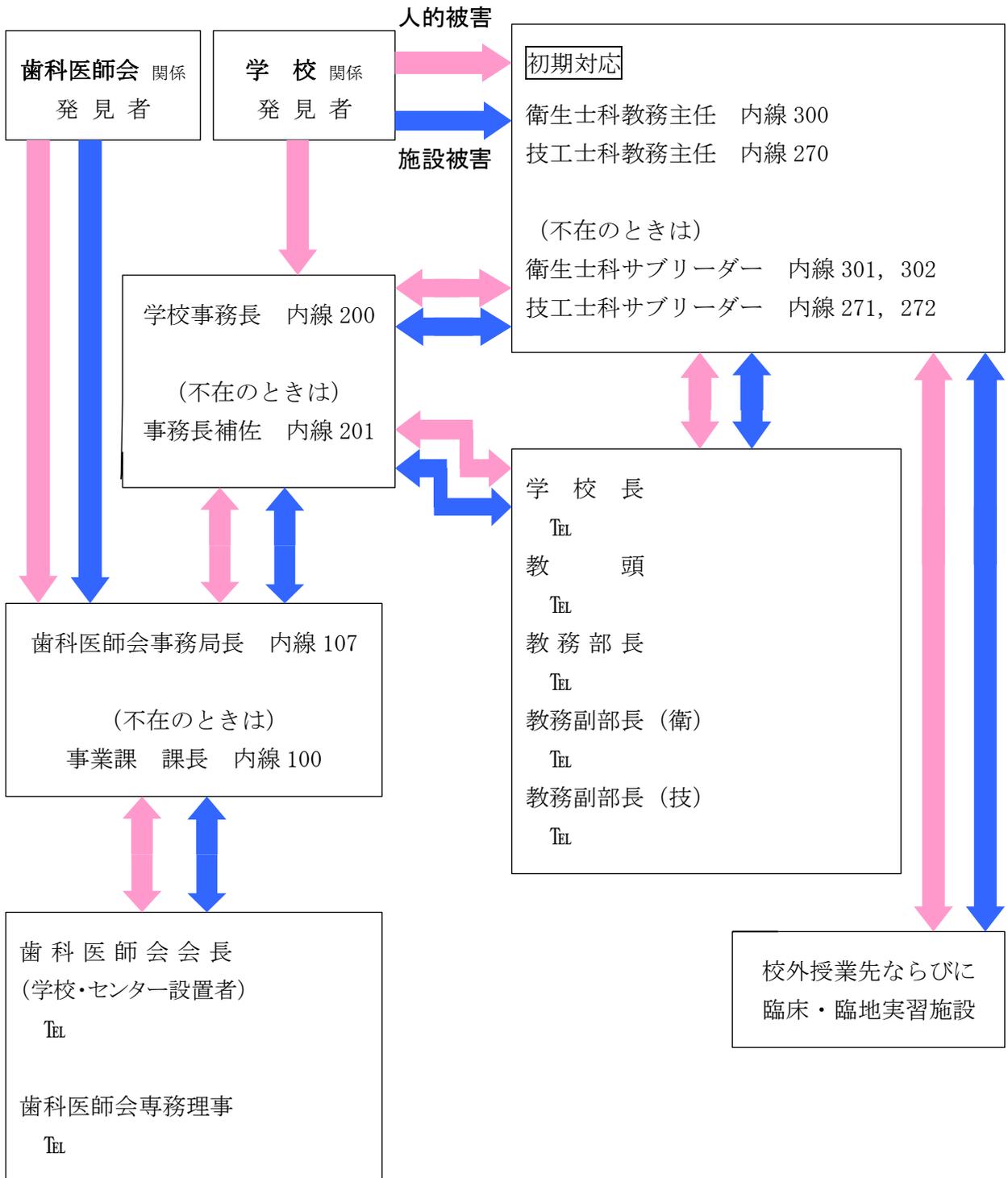
- ・ 学生が災害により様々な心の傷を受け，P D S D [心的外傷後ストレス障害 (Post Traumatic Stress Disorder)] などの症状が現れてくることが懸念される。  
そのため，学校関係者，保護者，カウンセラー，関係医療機関などと協議，連携して学生の心の健康保持あるいは回復を図るための対策を講ずる。



別紙「連絡先一覧（地震発生～避難状況）」

- 地震発生が時間外の場合は緊急連絡網による。

(主な連絡先)



## 別紙「非常持出物品リスト」

非常持出は可能な状況の場合のみとし人命、人命救助、避難誘導を最優先とする。  
従って、災害時に非常持出ができないことも想定して、日頃から重要な物品は耐火金庫に収納しておくこと。

### 〔歯科医師会事務室〕

- ・ 会員原票（電子データ）
- ・ 人事関係資料
- ・ 本会沿革史
- ・ 会計・給与台帳（電子データ）
- ・ 実印
- ・ その他

### 〔教員室〕

- ・ 学籍簿（電子データ）
- ・ 卒業生名簿
- ・ その他

### 〔学校事務室〕

- ・ 人事関係資料
- ・ 学校沿革史
- ・ 会計・給与台帳（電子データ）
- ・ その他

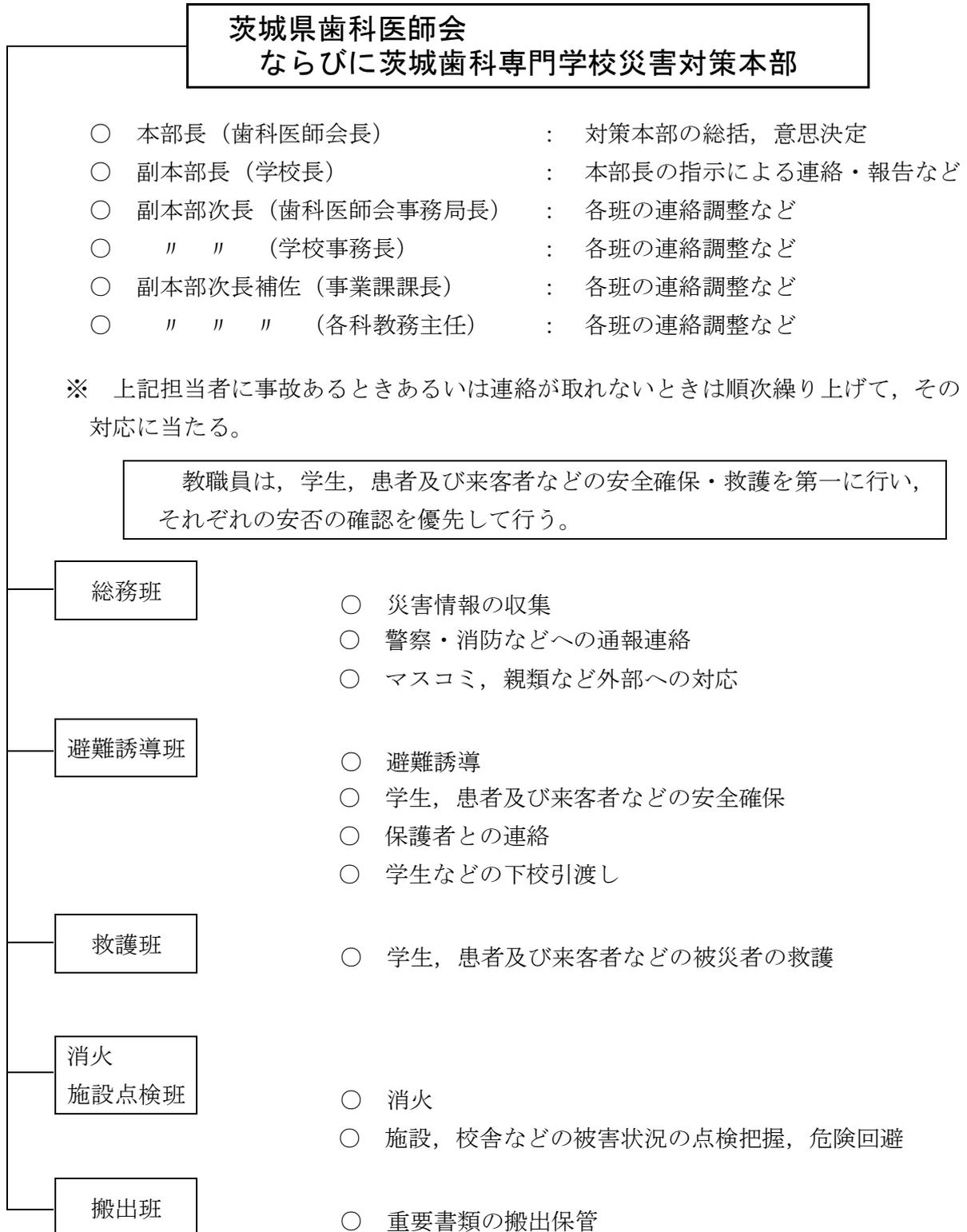
### 〔歯科治療センター〕

- ・ 診療録（電子データ）
- ・ その他

## 別紙「災害対策本部の組織図」

災害の規模・被害状況などを踏まえ、原則として茨城県歯科医師会事務室に災害対策本部を設置し、本会ならびに本校としての組織的な災害対応に当たる。

消防計画で定める自衛消防組織との整合性を踏まえ、周知徹底を図る。



## 別紙「非常用備蓄品」

【注意】 保存・使用期限を確認し事前に更新しておくこと

	品名	数量	保存・使用期限	備考
1	飲料水(スーパー保存水 500ml 1箱24本入)	65箱	2017. 1	製造日より5年保存可
2	保存食(グリコ ビスコ 1箱40缶入 1缶30枚入)	13箱	2017. 2	製造日より5年保存可
	(缶入りパン パンですよ 1箱72缶入3個入)	22箱	2017. 6	製造日より5年保存可
	(アルファー食品非常食ご飯パック 1箱32食入)	49箱	2017. 3	製造日より5年保存可
3	給水用ポリタンク	2本		1本は歯科衛生士科に保管
4	毛布(10枚×1箱)	20箱		
5	タオル	220枚		
6	ハンド型メガホン	1台		歯科技工士科に保管
7	LEDランタン	5台		
8	LED懐中電灯	9本		
9	携帯ラジオ	2台		
10	エボルタ乾電池 単1(10本入り)	5パック	2022. 1	製造日より10年以内使用推奨
	〃 単2(10本入り)	5パック	2021. 7	〃 〃
	〃 単3(12本入り)	5パック	2022. 1	〃 〃
11	対流型ストーブ(3台), 反射型ストーブ(2台)	5台		反射型ストーブ2台は 男子保健室前倉庫に保管
	灯油缶詰(1ℓ 8本入)	10箱	2015. 5	製造日より3年以内使用推奨
	灯油用ポリタンク	2本		
	灯油ポンプ(手動)	1本		
12	発電機(ホンダエネポEU9iGB 9A 2台並列で18A)	2台		本会1階準備室に保管
	並列運転コード ↑(エンジンオイルは半年毎に点検・交換)	1本		〃 〃
	カセットガスボンベ(1箱48本入) 東邦金属工業(株)	7箱	2018. 10	製造日より6年以内使用推奨
	電源コードリール (コードを全て引き出して使用すること)			本会3階EV脇倉庫に保管
13	救急箱セット (10～15人用)	1セット		除菌シート・救急絆創膏入り
14	ティッシュペーパー (1パック5箱入)	20パック		
15	トイレトーパー( 1ケース 48ロール)	4ケース		
16	災害用トイレ(サニタクリーン使い捨て袋 200枚入)	90パック		
17	衛生用品	15ケース		既存トイレの利用
18	ごみ袋(45ℓ 100枚入)	2パック		
	(70ℓ 100枚入), (90ℓ 100枚入)	各1パック		

※ 数量は帰宅困難者220名の1週間分を想定

※ 備考欄に記載した収納室以外の物品は3階西側倉庫に保管